

NHK 番組『昔話法廷』を用いた議論する模擬裁判授業

－ 市民性育成を目指す小学校法教育の改革 －

The mock trial lesson for discussion which using the NHK program "mukashibanashihotei"
－ Reform of the law-related education which aims at citizenship training in the elementary school －

橋本隆生 (教育学部)
Takao HASHIMOTO

概要

本稿の目的は概念中心の法教育を、市民性育成を目指す小学校法教育へ改革することである。これまでの小学校法教育研究では3つの研究がなされてきた。1つ目は中等教育段階の法概念の教授を中心とした学習を簡単に行う研究。2つ目は市民性育成を目指すアメリカ法教育を適用する研究。3つ目は日本で開発された模擬裁判授業の研究である。しかし、小学生には法概念の理解が難しく市民性育成につながらない。アメリカ法教育を日本の法にうまく適用出来ていない。模擬裁判授業には実際の裁判のようなリアルさが無いといった課題が指摘されてきた。また指摘されてはいるが模擬裁判の中で法概念の何を根拠にどのように思考しているのかが教師にも学習者にも可視化されてこないという課題もある。そこで本稿ではNHK番組『昔話法廷』を用いることで日本の法制度や法概念について学習者の理解を容易にし、議論の構造を用いることで模擬裁判における学習者の思考を可視化するものである。

キーワード：昔話法廷, 法概念, 議論の構造, 多面的・多角的な思考, 市民性教育

Abstract

The purpose of this paper is to reform concept-centered legal education into elementary school legal education aimed at fostering citizenship. Three problems have been pointed out in elementary school law education. Therefore, the three problems are, firstly, the inability to foster citizenship, secondly, the incompatibility with Japanese law, and thirdly, the lack of realism. We propose two strategies to solve the problem. We will hold a mock trial lesson to understand the Japanese legal system and the concept of law using the NHK program "mukashibanashihotei". Visualize the learner's thinking in a mock trial using the structure of the discussion.

Keywords : "mukasibanashihotei" means old tale trial, legal concept, structure of the argument, multifaceted and multilateral thinking, citizenship education

1. 論文の目的と問題の所在

本稿の目的は、概念中心の法教育から市民性育成を目指す法教育に改革することである。そのために法概念⁽¹⁾を可視化し批判的思考の育成を図る基本方略を明らかにしたい。その視点は次の3点である。1つ目は昔話法廷による論点の明確化である。これまでは中学校や高等学校段階の法の原則的な学習を行おうとしてきた。しかし、小学校段階の法について考える学習、法を通して考える学習が必要である。そこで昔話法

廷のようなより理解しやすい話題を提供し子ども達が論点を整理しやすいようにする。2つ目は多面的・多角的で複数の論点である。法を通して学習では、複数の立場や様々な視点から検討することが必要と考える。3つ目は操作化、可視化である。これまでの法教育には実際の裁判をもとに学習をする研究もある。リアルなことは大切なことであるが難しい法律部分になると小学生が理解できない。そこで裁判の概要はフィクションな昔話を用いて可視化し法概念を操作できるようにする。

1.1 目的設定の理由

これまでの法教育は、橋本(1998)によれば教授が中心で、法に関する知識の向上は見られるが、公民としての資質・能力は高まらなかった⁽²⁾。江口(1998)は知識中心の法教育を批判し米国社会科の法教育研究から、我が国の法教育における市民性を育成する目的・内容・方法の理論を抽出した⁽³⁾。公民としての資質・能力の育成を目指す学習指導要領の趣旨から見ても、江口(1998)や橋本(1998)の主張する法教育の目的から見ても、知識中心の法教育から市民性育成を目指す法教育へ改革しなければならない。また、これまで法教育に関する理論研究は橋本(1998)・江口(1998)を中心に進められてきたが、アメリカ法教育をモデルにしており日本の法をもとにした市民性育成の研究ではない。

橋本(2012)は、米国法教育を研究し、方法としての社会参加の視点から日本における法教育を「消極的社会参加」、「象徴的・模擬的社会参加」、「積極的社会参加・社会行動」の3つに分類している。なかでも「象徴的・模擬的社会参加」が法教育において市民性を育むことにつながるとして、昔話を用いた法教育(裁判)の授業実践を紹介している。昔話を授業の題材に用いることは、法と司法制度(裁判)の背景を分かりやすくし、司法制度(裁判)に関して子ども達の理解を助ける優れた実践である⁽⁴⁾。しかし、昔話を用いた法教育を行うだけでは、司法制度を批判的に検討し、民主社会に参加する資質・能力を育成することはできない。昔話法廷を用いることで法概念の理解を促進させるだけでなく法価値や法規範についても議論し、様々な立場や側面から検討する思考を子ども達に育むことが必要である。

1.2 先行研究の分析

まず米国と日本の法教育の比較研究から日本の法教育の課題を析出する。次に小学校法教育の課題を明らかにし、小学校法教育の課題解決のために必要な理論について考察する。

1.2.1 米国との比較から日本の法教育の課題析出

米国法教育研究から日本の法教育の課題解決の理論を導き出した研究に江口(1998, 2009)がある。江口(1998)は、「知識・理解が高まれば、社会的な価値理解も深まり、『法的資質』といった社会性や『人間性』といった道徳性が習得されるであろうといった直線的で楽天的な共通理解は破綻し」(p.33.)と述べ、これまでの法概念と法制度に関わる知識・理解中心の法教育を批判している。さらに、法教育とは何かについて江口(2009)は、法務省・法教育研究会の定義を用い、①法律専門家ではない一般の人が法や司法制度に関して理解し、考え方を身に付けること、②法や司法制度の背景にある価値観や意義、機能を思考すること、③①や②の上に、法に関する社会参加することとしている(pp.64-65)⁽⁵⁾。江口(1998, 2009)の指摘によると法や法制度等の法概念の獲得だけでは十分な法教育とは言えず、子ども達が、法概念や法価値、法規範に対する十分な思考を働かせ社会参加できる教育が要請されている。実践研究の側面からは、米国法教育研究から示唆を得て日本の法教育の課題を明らかにした橋本(1998, 2012)の研究がある。なかでも橋本(2012)は、法教育を社会参加の側面から3つに分類し、象徴的・模擬的社会参加の事例として茨城県弁護士会による模擬裁判「殺オオカミ事件」を紹介している。橋本(2012)によると、模擬裁判であれば、通常の教科書を利用しての定義学習よりも、裁判の人物の行為をより理解しやすくなる。また、子ども達に直接関与が難しい裁判に対して、ロールプレイを通して理解を高めることが出来、匡正的正義の問題解決のあり方について検討することができる。象徴的・模擬的社会参加は、市民に求められる社会の一員としての役割を果たす

ために必要な知見や資質、能力を統一的に育成していて、社会参加の態度を養うことも可能になると指摘している (p.199) ⁽⁶⁾。法教育の教材に子ども達がよく知る物語を導入することで、事件 (裁判) のストーリーの理解を容易にさせる素晴らしい研究である。しかし、それだけでは法概念を十分に用いて思考を働かせ、司法参加への基礎を養うことはできない。また、橋本 (2012) は中等教育段階の教育実践であり、そこで使用される裁判の概要や仕組み、法律用語についてそのままでは小学生には理解することが難しいと考える。

1.2.2 小学校法教育の課題

二階堂 (2010) は、米国初等法関連教育の授業構成の原理と特質を明らかにし、わが国の初等教育における法教育の課題解決を提起している ⁽⁷⁾。二階堂 (2010) によると、戦後のわが国、初等教育段階の法教育の課題は、「憲法で保障される三大原則や国民の権利・義務の遂行、法制度等に関する知識を教えてきた。ここでは子ども達の身近な社会生活における多様な法の役割や機能を理解し、より良い社会を担い、構築し、作り変えていくため、自らの権利を主張し、法的問題を解決するための法的資質の視点が希薄であるという問題があった」(p.3) と指摘している。また、「これまでの憲法学習における知識理解重視の問題点を克服し、民主主義社会を主体的に担う市民の育成を目指した憲法学習や法の学習が求められているのである」(p.4) と述べている。さらにその解決について「法概念や機能・役割を理解し、社会の対立・紛争問題を法にもとづいて解決する民主主義社会を主体的に担う市民の育成のための法に関する新たな教育とその研究とまとめられる」(p.4) としている。二階堂 (2010) は、これまでの法制度の知識・理解を中心とした小学校法教育を、法概念の理解を高め社会的な対立を解決する市民性の育成を図る改革を目指した優れた研究である。しかし、二階堂 (2010) の研究は、アメリカ法教育から日本の法教育の課題を示したが日本の法を用いた具体的な法教育について示してはいない。また、日本の初等教育段階の方法論研究も様々になされている。例えば、小学生のリテラシーを考慮し、裁判員裁判を模擬体験できるゲームを使った実践がある (荒川、久保山、新井 2011)。これは、小学生が裁判員となって3つのステージにおいてそれぞれ事件を選び、有罪または、無罪の判断とその理由を考えるゲームである。それは「ゲームを通して法適用の仕方を学び、法的事案について自分の考えを言葉にする機会を経験する」(p.129) ことである。しかし、「実際の裁判員裁判とは差異があり (裁判官の不在、公判や量刑判断等のプロセスの不在等)、別の教材や講義の中で補う必要がある」(p.129) との課題も指摘されている。これまで日本の小学校法教育では法に関わる知識・理解重視の教育が行われてきた ⁽⁸⁾。中には、市民性育成を目指す研究 (二階堂 2010) もおこなわれてきた。しかし、アメリカ法教育の知見を活かしてはいるが十分に我が国の法を用い、初等教育の実情に合わせて市民性を育成する提案が行われていなかったり (江口 1998) (橋本 1998) (二階堂 2010)、法概念や法規範、法価値の取り扱いについて実際の裁判とは差異があったり (荒川、久保山、新井 2011) した。小学校法教育の課題を整理すると3つのタイプに分かれる。1つ目は「法制度の知識・理解を中心とした学習」であり、2つ目は「民主主義社会を主体的に担う市民の育成を目指した学習」、3つ目は「法概念の理解を高め社会的な対立を解決する市民性の育成の学習」である。社会科の目標である公民としての資質能力の育成の視点から見ると3つ目の社会問題の解決を目指す法教育が望ましいと考える。しかし、日本の法教育には次のような3つの課題がみられる。1つ目は法概念や法規範、法価値の取り扱いについて実際の裁判とは差異がある (荒川、久保山、新井 2011)。2つ目はこれまでの法教育の研究の多くは中等教育段階の実践 (橋本 2012) であり小学生に応用しようとする子ども達には難しすぎる。3つ目はこれまでアメリカ初等法関連教育の研究成果を日本における初等社会科教育へどのように適用させればよいのか示されていない (二階堂 2010)。我が国の実務法律家が法概念を理解しやすいように開発した教材に昔話法廷がある。昔話法廷は、実務法律家が法廷をリアルに再現し昔話の要素を取り入れ小・中学生にも法概念や法規範、法価値をわかりやすく組み入れた教育実践である。昔話法廷を用いた授業を行うことで日本の実情に合った優れた法教育はできるのだろうか。NHK 番組『昔話法廷』のホームページでは、昔話法廷に関わる指導案が公開されており、学校教育段階での実践研究も様々におこなわれている。しかし、CiNii や J-STAGE で検索したところ義務教育段階での投稿

論文は見られず、その為昔話法廷を用いた教材としての一般的な目的、内容、構成は述べられているが、法教育的な意義や構成原理等を論理的に解明できていない⁽⁹⁾。

2. 研究の基本方針と仮説設定

2.1 基本方針と構成

本稿では、江口(1998)・橋本(2012)の法教育における批判的思考を用いた市民性育成研究を発展させることを基本方針とする。その具体は小学生でも批判的思考ができるように①法概念の可視化を図ることと②子ども達の法概念の操作を通して批判的思考を育成し、司法制度への参加学習を行うことである。

2.1.1 法概念の可視化としての昔話法廷の利用

小学校段階の法教育では、三権分立にある法概念を教えるだけでは十分とは言えない。例えば裁判について法廷ではどのような手続きで裁判が行われるのか、有罪無罪を決める審議の過程はどうなっているのか。また、どのような根拠に基づいて判決が下されるのか。そのような法概念を子ども達にわかりやすく伝える、言葉を変えると法概念の可視化をどのようにすればよいのだろうか。

司法制度のリアルな再現とゲーム性を持たせる等参加型で小学生が取り組みやすい方法を講じなければ法概念の可視化はままならない。弁護士であり、法科大学院の教授である今井(2018)は、実務法律家としてNHKで放映された昔話法廷の監修を務めた。昔話法廷は、「三匹のこぶた」等の親しみやすい昔話を題材としながらも、法廷のやり取りを忠実に再現したドラマとして知られている。その教育的効果は、大要、次の3つにまとめられる。1つ目に、実裁判の流れをかなり忠実に再現しているため、実際の裁判における法廷の手続きが子ども達に可視化できる。2つ目に、昔話を題材とするために、子ども達に裁判の概要がわかりやすく裁判の審議に注力しやすい。3つ目に、初等、中等教育を意識した教育的観点で制作されているため、子ども達に「物的証拠」、「状況的証拠」、「動機」等の判決を決める根拠を可視化できる。以上から昔話法廷は、法概念を内容に盛り込み、なおかつ、子ども達に理解しやすい教材であると考えられる。その学習を適切に行うことは、司法への市民参加学習となるであろう。ただし、昔話法廷を用いて裁判そのものを教えても初等教育段階では、法概念を理解することはいまだ難しい。法律や裁判の仕組みだけでなく、法規範や法価値についても構造的に理解させ、法概念等を裁判の中で操作して判決を考える具体的な手続きを示す必要がある。

2.1.2 批判的思考の育成

昔話法廷を用いることで法概念について理解を高めたとしてもそれだけでは直ちに司法制度へ参加できる市民性育成にはつながらない。司法制度だけでなく法価値や法規範についても議論を重ね様々な立場や側面から議論することでより実際の裁判に近い形となり市民性育成につながると考える。しかし司法制度について議論することは、司法制度の理解をより難解にしてしまう恐れもある。そこで、まず昔話法廷を用いて裁判の流れをわかりやすくする。次に議論を用いて裁判を様々な側面と立場から検討する。その際に多面的・多角的な思考という一定の思考の枠組みを子ども達に与えることで、法概念をより単純化して裁判を考えることができるようにする。ここでは、批判的思考を可能にするために、まず議論の構造について述べ、次に多面的・多角的な思考と関連付けながら述べる。

2.1.2.1 議論の構造

これまでの知識偏重の法教育から、社会の対立・紛争問題を法に基づいて解決する民主主義社会を主体的に担う市民の育成のための新たな法教育が求められている(二階堂 2010)(pp.3-4)⁽¹⁰⁾。社会的対立を乗り越える具体的な方法として議論の構造がある。議論の構造は本来的に「法的な議論に議論の一般モデルを

求めることにより、得られたもの」(佐長 2013 p.3)であり⁽¹¹⁾、裁判の主張を整理し子供たちにその思考の可視化を図るのに適していると考えられる。田口(2010)は、対立を議論によって解決することを民主主義形成の根幹と位置づけ、トゥールミンの議論モデルを用いた授業の方法原理を明らかにした。それは、第一に、トゥールミンの議論の要素を図式化(トゥールミンモデル)し、それに教師や児童が主張を当てはめる方法。第二に、社会科の学習を議論の構造に当てはめて捉えようとする方法である。すなわち、昔話法廷で出てくる主張や根拠を図式化し、教師にも子ども達にも可視化する。次に、議論の構造に主張や根拠を当てはめて有罪か無罪かを検討することである。トゥールミンモデルを図示すると図1のようになる⁽¹²⁾。

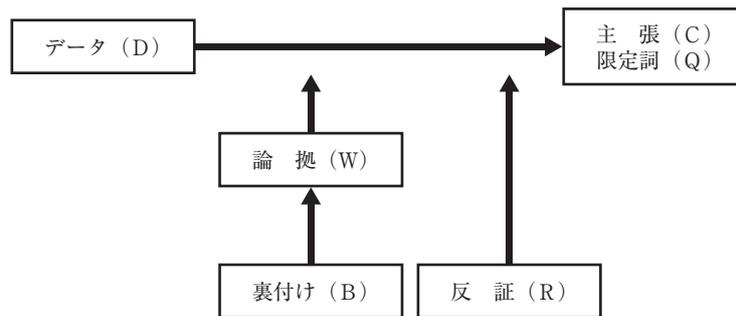


図1 トゥールミンモデル (筆者作成)

Dは、主張の基となるデータを表し、Cは主張を表す。Wはその主張を正当化させる理由付けであり、BはそのWの保証である。Rは、反証を表し、「そうでなければ」等の形で表現されることが多い。また、Qは限定詞を表し、Rを受けて「○○だろう」という限定的な結論に至る。本稿で取り扱う昔話法廷に置き換えると次のようになる。Dは、主張の基となるデータであり、ここでは法概念となる。Cは、主張であり、ここでは起訴状等にもとづき有罪又は無罪を主張する。Wは、その主張を正当化させる理由付けであり、ここでは状況的証拠になる。Bは、そのWの保証であり、ここでは状況的証拠に積み重ねや推定無罪等の法概念である。Rは、反証を表し「○○でなければ」という形であらわす。Qは、限定詞を表し、「おそらく○○であろう～」と表し、R「○○でなければ」を受けて、最終弁論や裁判員の証拠の再検討したうえでの結論へといたる。議論の構造を用いることで法的思考の構造を理解し、根拠を基に有罪、無罪を議論することができる。しかし、データ(D)から主張(C)を成す時に、根拠(W)やその裏付け(B)を明確にしても、立場や見る側面によっては、その見方・考え方が大きく異なってくる。裁判の結果は、被告を始め、多くの人の人生に重大な影響を与えることを考えるとより正確を期して行わなければならない。そのために、最終的な結論を導き出すまでに再度反証(R)し、限定詞(Q)として結論を導き出すことが有用と考える。すなわち裁判の審理の過程で子ども達が様々な立場や側面から検討を繰り返して立体的に結論を描き出すこと、言い換えると司法制度に対する多面的・多角的な思考が必要である。

2.1.2.2 多面的・多角的な考察(思考)

学習指導要領に示される多面的・多角的な思考について前文部科学省教科調査官の澤井(2018)が詳述している。澤井は(2018)社会科の思考力について「社会的事象の特色や意味等を多角的に考える力」と述べ、多面的については、「社会的事象を構成する要素や側面等が複数ある様子を表す言葉」、多角的については「複数の立場や意見」と定義し、「2つは立て分けるものではなく、小学校段階では立場をまず意識して示した」(pp.20-29)としている。多面的・多角的な思考とは思考力の1つであり、澤井(2018)はその一般的な見解を整理している。しかし、澤井(2018)の説明には、法教育に関して具体的に多面的・多角的な思考とはどのようなものかを示されていない。法教育における多面的・多角的な思考とはどのようなもので、

いかにすれば子ども達が社会参加を行うことができるかの具体を示す。

2.2 仮説設定

本稿では次の仮説に立つ。

第一に「昔話法廷」を用いることで難解な法概念や法価値、法規範等の理解を助け小学生が司法制度に疑似参加できる。

第二に複雑化する法概念を「多面的・多角的」という枠組みを用いることで単純化できる。そして、「議論の構造」を用いることで法概念を子ども達が操作することができ、裁判を批判的に検討できる。

第三に裁判について批判的に検討するなかで、司法制度に参加する態度と能力を養い、市民性育成の基礎とすることができる。

以上をもって知識・概念中心の小学校法教育から市民性育成を目指す法教育改革の基盤を示し、これに基づき実践を開発する。

3. 単元開発について

これまで示してきた仮説に基づき小学校法教育の改革を具現化するため単元の開発を行う。その新奇性は昔話法廷の導入による法概念の可視化であり、議論の構造を用いて司法制度を多面的・多角的に考察することである。ここではその意義と理由を述べ、単元の目標と計画を示す。

3.1 本単元の新奇性

本単元の新奇性は、1つ目に昔話法廷（三匹のこぶた裁判）を導入することで法概念を可視化できることである。三匹のこぶた裁判は、広く知られている“三匹のこぶた”という童話をモチーフにして実務法律家による監修がなされているため、裁判のストーリーを比較的容易に理解できる。授業の初めに視聴することで子ども達の模擬裁判への参加の準備とする。2つ目に議論の構造を用いて明確な根拠をもとに思考を高めることができることである。トゥールミンモデルに当てはめて三匹のこぶた裁判の証拠を検討することで、根拠をもった判断に導くことができる。3つ目に多面的・多角的な思考導入することで法概念を多面的・多角的に考察できることである。裁判の証拠や法律を多面的・多角的という枠に当てはめて考えることで整理することができる。本単元は、昔話法廷と多面的・多角的な思考に議論の構造を組み合わせることで、法概念と子ども達の思考を可視化することができる。それをもって司法制度への社会参加の基礎を培い市民性育成の基礎を養う方法を示したところに新奇性があると考えられる。

3.2 単元計画

小学校法教育の新提案に従って子ども達の司法制度への社会参加を図るために、次の3つの視点で単元開発を行った。まず昔話法廷を導入し、模擬裁判のストーリーを子ども達に分かりやすくする。次に議論を持ち込むことで裁判の構造を理解し、根拠を明確にして昔話法廷の判決を考えることができるようにする。最後に多面的・多角的な思考を持ち込むことで、裁判の論点（根拠・論拠）の検討を教師にも子ども達にも可視化する。

3.2.1 単元の基本構想

3.2.1.1 昔話法廷を持ち込む意義

昔話法廷を導入することで、子ども達が直接関与することが難しい法廷についての理解を助けることができ、併せて法概念について知る意義がある。具体的には、次の3つである。1つ目は、裁判のストーリーが

幼少のころ親しんだ昔話であり、子ども達の裁判理解を助けること。2つ目は、ただのお話ではなく、法律の専門家による監修がなされ、かなりリアルに裁判の流れが再現され、法と司法制度の理解を助けていること。3つ目は、授業時間で使いやすいように、短い時間でストーリーがまとめられていることである。

3.2.1.2 議論の構造を持ち込む意義

議論の構造を導入することは、根拠を明確にして判決を考える意義がある。「三匹のこぶた裁判」では、三匹のこぶたがオオカミを殺害したとして、有罪を求刑される。計画的な犯行であれば有罪、正当防衛であれば無罪になる裁判である。ツールミンモデルに当てはめると次のようになる。

Dは、主張の基となる法概念であり、ここでは「計画的犯行」や「正当防衛」である。

Cは、主張であり、ここでは起訴状等の有罪または弁護側の無罪の主張である。

Wは、その主張を正当化させる理由付けであり、ここでは状況的証拠である。例えば有罪の場合は、オオカミが入る鍋がありお湯が沸いていたのは不自然であり、計画的犯行の疑いがある。例えば無罪の場合は、豚は大食いで大きな鍋があるのは普通である。お湯が沸いていたのは、部屋の乾燥予防のためであり不自然ではなく計画的犯行ではない。

Bは、Wの保証であり、ここでは状況的証拠に積み重ねや推定無罪等の法概念である。例えば有罪の場合は、「腰を抜かすほど驚いていた」と被告は証言しているのに、大きな石を持ち上げてオオカミを入れた鍋に蓋をすることはできないはずで不自然であり、計画的犯行の疑いがある。例えば無罪の場合は、火事場の馬鹿力で持ち上げることが出来たのであって、不自然ではなく計画的犯行ではない。

Rは、反証を表し、Qは限定詞を表す。ここでは、最終弁論での有罪を主張する検察に対する弁護人の反論と主張や、無罪を主張する弁護人に対する検察の反論と主張を聞き、もう一度、陪審員が証拠を検討することである。その際、「もし、～でないならば (R) ～である (Q)」と、有罪か無罪かを吟味し判決を考えることである。例えば有罪の場合は、事前に大鍋を購入していたことやタイミングよくお湯が沸いていたこと等、弁護側の主張は不自然と思われる証拠(根拠)や裏付けが積み重なっており、計画的犯行で有罪である。ツールミンモデルに当てはめると図2のようになる。

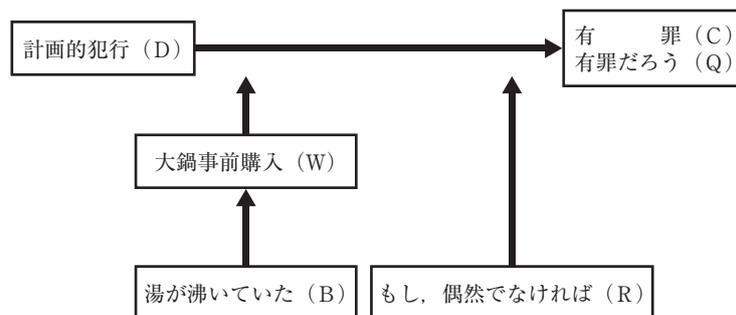


図2 有罪を主張するツールミンモデル (筆者作成)

例えば無罪の主張であっても「もし、～でないならば (R) ～である (Q)」との図式で検討する。大鍋は豚が大食いで購入したもので事件とは関係ない。わざわざオオカミを豚がおびき寄せるのは、失敗した時のリスクが大きすぎる等、検察側の主張は、証拠の積み重ね(根拠)や裏付けが有罪にいたるには不十分である。そのため、計画的犯行とは断定できず無罪である。ツールミンモデルに当てはめると図3のようになる。

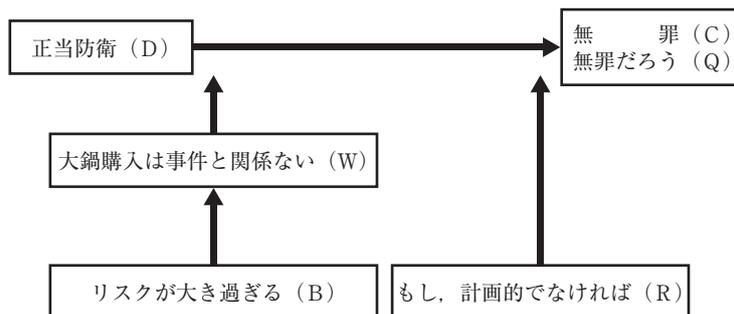


図3 無罪を主張するトゥールミンモデル (筆者作成)

3.2.1.3 多面的・多角的な思考を持ち込む意義

多面的・多角的な思考を導入することは、裁判での子ども達の考えを可視化する意義がある。これまで、昔話法廷により裁判のストーリーを理解し、法概念を検討することが出来た。さらに、議論の構造を持ち込むことで、裁判の構造を理解し、より一層根拠を明確にして有罪、無罪の判決について考えることも出来た。しかし、複数の証拠とそれにもとづく複数の主張を整理することは、子ども達にとっても、普段、裁判に関わることが少ない教員にとっても難しい問題である。そこで、多面的・多角的な思考を持ち込むことで、論点のより明確な整理を行い、裁判について可視化を図った。大要、次のように整理した。多面的とは社会的事象を構成する要素や側面が複数ある様子。ここでは、オオカミが殺害されたという事実に対して、物的証拠面、状況的証拠面、殺害動機面等、複数の側面から考え、有罪か無罪かを判断することである。多角的とは社会的事象に対して複数の立場や意見のある様子。ここでは、オオカミの殺害に対して、被告、原告、検察、弁護士、陪審員等の複数の立場から考え、有罪か無罪かを判断することである。

3.2.2 単元についての考察

本稿の新しい提案を「東京書籍『新編 新しい社会 6年上』」の小単元「4.裁判所の働き」に導入する。教科用図書の見開き2ページには、憲法に保障される三権分立上の裁判所の働きや、裁判員制度についての記述がある。また、三権分立を調べたり、考えたりする時間が設定されている。しかし、裁判員制度についての記述もあるがコラムとしての扱いであり、裁判所の働きについて、法概念を基に話し合ったり、考えたり、模擬裁判を行ったりする活動は計画されていない。本稿では、1つ目に昔話法廷を持ち込むことで、裁判を疑似体験し、法概念への思考を高める計画とした。2つ目にトゥールミンモデルを提示し、多面的・多角的な考察をすることで、子ども達の裁判の構造の理解を助け、状況的証拠を明確にして、裁判の論点（根拠）を外さずに議論する具体を示すこととした。

3.2.3 単元計画（社会科と特別活動の合科学習）

3.2.3.1 小単元名「2. 国の政治のしくみと選挙」（東京書籍『新編 新しい社会 6年上』）

3.2.3.2 配当時数

「全6時間」社会科4時間、学級活動1時間、児童会活動1時間。本時は教科用図書の「裁判所のはたらき」を学習したのち、学級活動と児童会活動の時間を用いて行う。

3.2.3.3 小単元の目標

- ①我が国の政治の仕組みについて日本国憲法の基本的な考え方に着目し、各種調査活動を通して、国会、内閣、裁判所について考える。
- ②立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割をはたしていることを理解する。

- ③多面的・多角的に考え、主体的に問題を追究・解決しようとする態度や、学習したことを基に公民として政治に参加しようとする態度を養う。以上が単元の目標であるが、紙数の都合から特に③、小単元「4. 裁判所の働き」に絞って具体的な単元計画を示す。

表1 単元計画

| 本時のめあて | 時数 | 学習活動 | 指導上の留意点 | 評価規準と評価方法 |
|---|-----|---|---|---|
| 4. 裁判所の働き | | | | |
| (2) 模擬裁判を通して、裁判所の働きを考え、司法制度における社会参加を目指す態度を養う。 | 2時間 | <p>○昔話法廷を視聴し、ツールミンモデルを用いて裁判の構造に気付き、多面的・多角的な視点から裁判所の役割について理解を深めるとともに、裁判の仕組みと法概念について考え積極的に司法制度へ社会参加する態度を養う。</p> <p>・裁判の判決に至る過程で、様々な立場（被告、原告、検察、弁護士、裁判員）の様々な主張の側面（物的証拠、状況証拠、動機）を図示して議論し、有罪か無罪かを判断する。</p> <p>・判決は、「人が変われば裁判が変わる」ことから、判決に至るまでには、①明確な根拠と論理的な判断、そして、②多面的・多角的な判断を行い、その上で③証拠を積み重ねていく疑似体験を行う。その中で、「疑わしきは罰せず」等法概念を学んでいく。</p> <p>・模擬裁判において状況証拠の積み重ねや推定無罪等の法概念を子ども達が用いて議論し判決を考える。判決の違いによって有罪や無罪が分かれ、被疑者は国家権力を行使される。その活動を通して司法制度の重要性の理解を高め社会参加する態度を育成できる。</p> | <p>◆昔話のストーリーに引きずられずに、証拠を基に考えるように留意する。</p> <p>◆ツールミンモデルで明確となった根拠や裏付けを多面的・多角的な視点から板書し、立場や見る側面から判決が変わることに気付き、根拠の明確な公正な判断が下せるように留意する。</p> | <p>【思判表】 証拠を基に判決について考えることが出来たかを評価する。</p> <p>【態度】 判決について考え、進んで裁判に参加しようとしたかを評価する。</p> |

4. 導入の結果

これまでの司法・行政・立法について学ぶ三権分立の学習に昔話法廷を持ち込むことで模擬的に司法制度へ参加することができる。その審議・裁判の過程に学習過程を組織し、子ども達はその過程を通して社会における対立する意見、考えを知ることができる。そして、どの意見、立場に組みし、なぜその意見や立場に賛成するのかをクラス内で議論し、模擬的に解決する。この学習過程をもって子ども達の司法制度への象徴的・模擬的社会参加の具体とする。

5. 考察－3つの仮説について

これまでの小学校法教育の研究に本稿では次の3点を新たに進展させた。

1つ目に小学校段階でも法を根拠に議論し、社会問題の解決を目指す法教育ができるようにした。これま

での話し合い活動では子ども達の主張が食い違っても平行線をたどることが多い。しかし、多面的・多角的な考察やツールミンモデルを基にすることで、主張の基にしたデータが異なるのか、データは同じだがデータの解釈が異なるのかを可視化することができる。その結果、議論のすれ違いを防ぐことができる。

2つ目にその為の教材として論争問題そのものではなく昔話を持ち込んだ。先行研究分析により論争問題そのものを取り扱うよりも模擬裁判授業を行う方が、司法制度の理解が進むことが明らかになった。なかでも、昔話法廷は法科大学院の教授が作成した日本の司法制度をリアルに再現した教材であり、さらにフィクショナルな昔話により小学生の司法制度の理解を助けることとなる。

3つ目に昔話法廷はNHKが行ってきたが、ここに議論の構造と多面的・多角的な考察を持ち込み子どもの思考を可視化できるようにした。昔話法廷を授業に取り入れるだけでは、子ども達の裁判における主張の違いが可視化されない。しかし、多面的・多角的な考察を取り入れることで、立場の違いや見る視点の違いで証拠の解釈が異なることが意識される。さらには、多面的・多角的な考察とツールミンモデルを用いることで、教師にも子ども達自身にも、子ども達が法概念の何を根拠にどのように解釈したのかを可視化することができる。

6. 結論

小学校法教育はこれまで法制度の知識・理解を中心とした学習として行われてきたが、江口(1998, 2009)や橋本(1998, 2012)等の研究により民主主義社会を主体的に担う市民の育成を目指した学習や法概念の理解を高め社会的な対立を解決する市民性育成の学習へと発展してきた。さらに二階堂(2010)によって主に中等教育以上で研究されてきた法教育が小学校段階でも研究、実践されるようになった。本稿では二階堂(2010)のアメリカ初等法関連教育を発展させ、日本の裁判の文脈(日本に裁判の仕組みや流れ、法律等)においてもできるようにした。その為、論争問題そのものを持ち込むのではなく日本の法律専門家が監修したNHK番組『昔話法廷』を教材として持ち込んだ。NHK番組『昔話法廷』はこれまでも教育実践が行われてきたが、そこに議論の構造(具体的にはツールミンモデル)と多面的・多角的な考察を組み合わせることで裁判の証拠(根拠)や有罪、無罪の主張、判定を可視化できた。その結果、知識・理解中心の小学校法教育から市民性育成を目指す法教育への改革の基盤を確立した。その意義を仮説に即して3点述べたい。

第一の仮説は「『昔話法廷』を用いることで難解な法概念や法価値、法規範等の理解を助け小学生が司法制度に疑似参加できる。」であった。これまでは教育実践上の課題は、中等教育段階の教育実践が小学生に適用されることが多く、そこで使用される裁判の概要や仕組み、法律用語についてそのままでは小学生には理解することが難しいことであった。しかし、昔話法廷を用いることで裁判のストーリーがつかみやすく難解な裁判の概要や仕組み、法律用語の理解を助けるようにした。

第二の仮説は「複雑化する法概念を『多面的・多角的』という枠組みを用いることで単純化できる。そして、『議論の構造』を用いることで法概念を子ども達が操作することができ、裁判を批判的に検討できる。」であった。昔話法廷を用いるだけでは複雑な法概念を裁判のストーリーに合わせて適用し、根拠をもとに被告や原告の主張を理解することが難しかった。そこで多角的という枠組みで被告と原告の主張を理解させ、多面的という枠組みで推定無罪などの法概念を整理して理解させることができるようにした。さらには、議論の構造を図示したツールミンモデルに法概念に当てはめて原告や被告の主張の食い違いを可視化することができるようにした。

第三の仮説は「裁判について批判的に検討するなかで、司法制度に参加する態度と能力を養い、市民性育成の基礎とすることができる。」であった。これまでの知識・理解重視の法教育では市民性育成につながらないことが指摘されてきた。しかし、昔話法廷や多面的・多角的な思考の枠組み、議論の構造を用いること

で裁判における有罪・無罪の主張，判定を子ども達が何度も根拠をもとに批判的に検討することができるようにした。これによって，子ども達が直接関与することが難しい裁判に対して，ロールプレイを通して理解を高めることが出来，匡正的正義の問題解決のあり方について学ぶことができるようにした。

以上をもって知識・概念中心の小学校法教育から市民性育成を目指す法教育改革の基盤を確立した。

【注記】

- (1) 安田 (2016) は法概念について「立法および法の運用，法教育，法学研究はすべて，法用語または法概念（以下「法概念」という）を用いて行われる。法概念には，例えば，契約，権利，法令，行政行為，裁判 等々がある」（p.42）と述べている。本稿では主に，裁判に関わる具体的な法令をさし，身につけるべき法規範や子ども達に内在する法価値について論じるときは別途「法規範」「法価値」として記述する。
- (2) 橋本 (1998) は，我が国の社会科法教育を内容中心，憲法の条文を教授することが中心であり，自由主義社会における市民性の育成が必要であると述べている（p.81）。
- (3) 江口 (1998) は米国社会科の法教育を研究し，地理，歴史，政治，経済等の社会科の諸領域の知識・理解が高まれば，「民主主義」を支える社会的価値も定まり公民的資質も高まると擬制されていたと述べ，その考えの誤りを指摘している（p.33）。さらに，これからの社会科については，論争のある問題で適切な思考方法での「価値表明」「意思決定」の必要性を述べ（p.34），米国社会科の法教育研究からその方法を明かしている。
- (4) 橋本 (2012) は，方法における社会参加を「消極的社会参加」，「象徴的・模擬的社会参加」，「積極的社会参加・社会行動」の3つに分けている。なかでも，「象徴的・模擬的社会参加」は，生徒が，直接参加の難しい問題でもロールプレイを通して役割の認識や問題解決について検討が可能であること。そのことが市民性育成につながることを明かしている（p.199）。積極的社会参加・社会行動については，実用的実地的な問題解決を立案できる反面，限られた社会問題の体系的でない社会認識による学習になる問題を指摘している（pp.202-203）。
- (5) 江口 (2009) は，法務省・法教育研究会の定義を紹介し，その定義は学習指導要領にも一定程度示されていることを述べている（pp.64-65）。
- (6) 橋本 (2012) が，「殺オオカミ事件」の授業について，その意義を説明した部分の一部を筆者が要約した（p.199）。
- (7) 二階堂 (2010) の研究の主体は米国であるが，それは，「米国の法関連教育の質と量が，他国の法関連教育を大きく上回っている」（p.4）からであり，「米国で多様に展開・実践されている法関連教育は我が国の参考になる」（p.5）と述べている。
- (8) 『新しい社会6（政治・国際編）』東京書籍，『小学校の社会6下』日本文教出版，2020年。2020年。『小学社会6』教育出版，2020年。
- (9) CINIIとJ-STAGEで「昔話法廷」と「『三匹のこぶた』裁判」を検索したところ，初等，中等教育段階の教育研究では，今井 (2018) と山本 (2018) のみであり（2020年9月1日最終閲覧），公民教育研究の投稿論文でタイトルに「昔話法廷」と「『三匹のこぶた』裁判」を掲げたものは見られなかった（2020年9月1日最終閲覧）。
- (10) 二階堂 (2010) の示す法教育の課題を筆者が要約した（pp.3-4）。
- (11) ツールミンモデルを用いた論稿はいくつもあるが，例えば法教育では佐長 (2013) がある。佐長 (2013) は「法廷では法的な主張が行われ，その是非が争われる。その結果，一定の判断がなされる。このような法的議論においては『合理的なプロセス (the rational process)』と呼ばれる手続きについての概念がある。法学は，それについて明らかにすることを目指している。それと同じように議論一般についての探求も行うべきである」（p.3）とツールミンの考えを説明している。議論の構造を用いること

で子ども達が裁判における法概念や法価値, 法規範を操作し, 自身の考えを整理することができる
と考える。

(12) ツールミンの図式については, 尾原 (1991, 1992), 佐長 (2013), 田口 (2012) を参考にして筆者が
作成した。

【引用・参考文献】

- 荒川 歩, 久保山力也, 新井竜太郎 (2011) 「刑事事件についての発言能力を創出する - 『裁判員裁判ゲーム
小学校高学年版』の開発とその可能性」, 『シミュレーション&ゲーミング』21-2, pp.125-130.
- 池野範男 (1999) 「批判主義の社会科」, 『社会科研究』50, pp.61-70.
- 今井秀智 (2018) 「法教育と模擬裁判」土山希美枝編『裁判員時代の法リテラシー 法情報・法教育の理論
と実践』, 日本評論社, pp.109-142.
- 上田理恵子 (2017) 「教員養成課程の学生からみた法教育」『熊本大学教育実践研究』34, pp.99-103. NHK
FOR SCHOOL 「『三匹のこぶた』裁判」, https://www2.nhk.or.jp/school/movie/bangumi.cgi?das_id=D0005180220_00000 (2020年8月25日最終閲覧).
- 江口勇治 (1993) 「社会科における『法教育』の重要性 - 米国社会科における『法教育』の検討を通して -」
『社会科教育研究』68, pp.1-17.
- 江口勇治 (1998) 「社会科50年とこれからの教育改革 - 『法教育』の意義とそのカリキュラムについて -」『社
会科教育研究』79, pp.32-39.
- 江口勇治 (2009) 「法教育」日本公民教育学会編『公民教育事典』, 第一学習社, pp.64-65.
- 尾原康光 (1991) 「社会科授業における価値判断の指導について」『社会科研究』39, pp.70-83.
- 尾原康光 (1992) 「社会科における批判的思考育成の原理と方法 - 『議論』に基づく O' Reilly の批判的思考
育成原理 -」『社会科教育研究』67, pp.35-52.
- 佐長健司 (2013) 「『ツールミンモデル』の再解釈による社会科授業構成の状況論的転回」, 『佐賀大学文化
教育学部研究論文集』, 17-2, p.3.
- 田口絃子 (2012) 「社会科における議論」社会科認識教育学会編『新社会科教育学ハンドブック』, 明治図書,
pp.178-185.
- 二階堂年恵 (2010) 『現代米国初等法関連教育授業構成論研究』, 風間書房, pp.3-5, p.186.
- 澤井陽介 (2018) 『小学校新学習指導要領社会の授業づくり』, 明治図書, pp.20-29.
- 橋本康弘 (1998) 「市民的資質を育成するための法カリキュラム - 『自由社会における法』プロジェクトの場
合 -」『社会科研究』48, pp.81-90.
- 橋本康弘 (2004) 「歴史アプローチによって法制度の相対化を目指す法関連教育カリキュラムの構造 - 米国
史プロジェクト『法と歴史における冒険』の場合 -」『社会科研究』61, pp.11-20.
- 橋本康弘 (2012) 「社会科における社会参加」社会科認識教育学会編『新社会科教育学ハンドブック』, 明治
図書, pp.195-203.
- 文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版.
- 安田理恵 (2016) 「法概念をあらわすコトバの同一化, その意味の差異 - 比較法・法整備支援における行政
行為概念 -」『名古屋大学 Asian Law Bulletin』2, pp.41-62.

【本研究は「2022年度 共栄大学学内共同研究費」の研究助成を受けています。】